



SSKS 療育ねっとわーく川崎

2012年3月20日発行
No.147 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり

みんなの伝言板 3月のカレンダー

ご感想は e-mail : kouhou @ rond. jp までどうぞ
☆編集メンバー 遠藤・佐藤・谷・七瀬・前田・和田



はいきんぐくらぶずんずん

日曜日に開催予定
☆多摩川を歩く会です。障害のある方もない方も、みんな楽しく歩いています。サポーター募集中！
代表：桑原由起子
副代表 渡辺百合子・三浦ルイ子
お問合せは Rond・福田まで



マイライフ・カワサキ

☆第2火曜日予定
れいんぼう川崎で行います
お問合せは Rond・和田まで



豊かな地域療育を考える連絡会

第3木曜日の予定です
問い合わせ先 サポートセンター Rond

知的障がい児(者)の ★おやじたちのワークショップ★ ～こどもが大きくなったらどうなるの?～

障がい児(者)と家族のライフステージとおやじの役割
【主催・問合せ】高津養護学校おやじの会
[mail] takatsuoyaji1@gmail.com
参加者募集 知りたい!つながりたい!おやじによる、おやじのためのワークショップです。こどものことはわからない・・・自分に何ができるのか・・・将来のことが心配・・・初心者でも大丈夫!同じ悩みを共有する仲間が欲しい人、集まれ!
2012年3月3日(土)13:30～16:30
てくのかわさき(川崎市生活文化会館)会議室
■【講師】志賀利一先生を中心にした講演と座談会です。
おやじ同士話をして交流も深めよう
□ 終了後懇親会希望者のみ
・知的障がい児と家族のライフステージ
・各ライフステージでおやじの果たせる役割
・将来必要な資金を考える
【対象】知的障がい児(者)のお父さん・家族・支援者等ごなたでも。今回の出席だけでもOK!川崎市民でない方も歓迎です。
[URL] <http://kokucheese.com/event/index/25388/>
★おやじたちのワークショップ★
第1回は「卒業後の行き先と居場所を知る」、第2回は「成年後見制度って何?」がテーマでした。資料希望の方はご連絡ください。
【定員】32名(先着順)
【費用】無料(懇親会は実費,当日申込可)
【申込み】3/2までに下記 URL から。

こんなとき どうするの

〈答え〉介護職員による医療的ケアが制度化されました。

介護職員による痰の吸引や経管栄養は、当面のやむを得ない措置として、一定の要件が整った場合のみ運用されてきました。介護職員にも安全に医療的ケアができるよう、当事者や関係者による検討が重ねられ、その結果、2012年4月1日から、介護職員等による「たんの吸引や経管栄養」について、「社会福祉士・介護福祉士法」の一部改正が行われ、法律に基づいた新たな制度が始まることになりました。

☆介護職員が行ってもいい医療的ケアは、変わるのですか。

今回の制度では、今までのたんの吸引に加えて、経管栄養も対象となります。ただし、介護職員ができるケアは、看護師とは違って、例えば吸引であれば、口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部だけです。研修で指示がありますから、確認した方がいいですね。

Q 重度障害者のヘルパーをしています。来年度から医療的ケアが法律で制度化されたと聞きました。以前に、2日間の医療的ケアの研修を受け、重度訪問介護の研修でも、たんの吸引の実習をしました。今まで通り、利用者の方の吸引はできますか。

☆誰が行えるのですか。

医師の指示や看護師との連携の下、介護職員(ホームヘルパー、介護福祉士、特別支援学校教員等)で一定の研修を修了した方が実施できます。今までのように利用者としてヘルパーと同意書を交わすだけではなく、所属する施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上で登録事業者として県に申請が必要となります。

☆今までと研修内容が変わるのですか。

新たに、研修も制度化され、都道府県で行う研修か、登録された研修機関で行う研修を受けていただくこととなります。研修には2つのパターンがあります。介護施設などで、不特定の人に対して行うケアを行う場合は、講義と演習50時間と実地研修が必要です。

在宅のヘルパーや施設であつても特定の人

今月号の目次

- 1 こんなときどうするの.....1
- 2 介護職員によるたんの吸引等のシステム実施.....2
- 3 療育ね事務局だより.....3
- 4 福島智さん発言メモ.....5
- 5 明日香のたまご.....6
- 6 自立支援法から総合福祉法へー厳しい状況.....7

(本誌3～6頁は会員のみ配布)



「新たな在宅福祉施策」及び「第3次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」の説明会の開催について

心身障害者手当の見直しに伴う「新たな在宅福祉施策」を平成24年度から実施することとしており、事業の内容を各関係団体や利用者・御家族の方にお知らせするため、次のとおり説明会を開催します。合わせて、今年度策定した「第3次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」についても御説明いたしますので、是非御参加ください。

- 1 日時：平成24年3月16日(金) 10:00～11:30
- 2 場所：川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)第3会議室
- 3 内容(予定)
(1)平成24年度「新たな在宅福祉施策」の事業内容について
(2)「第3次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」について

※会場の都合がございましたので、別紙参加申込書に参加人数を御記入の上、3月13日(火)までにメール又はファックスで障害計画課計画推進係あてに御提出ください。

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond
Tel. 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp <http://rond2981.jimdo.com/> (会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費 一口 2000円

自立支援法廃止～障害者総合福祉法へ 厳しい状況に

2月8日、厚生労働省は、自立支援法に変わる新法の概要（資料①）を提示しました。これに対して、新法案を検討してきた障害当事者や家族、事業者、専門職からなる総合福祉部会は、時間を掛けて検討した120ページにもなる骨格提言（一部資料②）が生かされていないことに反発。21日には、厚生労働省と民主党障害者ワーキングチームが、一部修正案を提案。自立支援法の廃止から、障害者総合福祉法の実現に向けて予断の許さない状況となっています。※5面（会員向け）には2月8日の総合福祉部会での福島智さんの発言を載せました。

資料①厚生労働省案の概要

- 理念・目的・名称
- ・障害者基本法の改正を踏まえ、法に基づく日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会障壁を除去することに資するものとなるよう、法律の理念を新たに掲げる。これに伴い目的規定を改める
 - ・障害者自立支援法の名称そのものを見直す
 - ・障害者の範囲
 - ・難病で一定の障害がある人を加える（政令で定める）
 - ・障害者程度区分の見直し
 - ・ケアホームとグループホームを一元化する
 - ・法施行後5年をめどに、就労支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる規定を設ける
 - ・地域生活支援事業として、地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発や、ボランティア活動を支援する事業を追加する
 - ・機関相談支援センターは、地域の事業者、民生委員などの関係者との連携に努めることとする
 - ・地域生活の基盤の計画的整備
 - ・市町村は、地域の潜在的なニーズを把握して障害福祉計画を定めるよう努めることとする
 - ・自立支援協議会の設置が促進されるよう努めることとする
 - ・施行期日
 - ・2013年4月1日。ただしケアホームとグループホームの一元化は14年4月1日

資料②骨格に関する総合福祉部会の提言 障害者総合福祉法がめざすべき6つのポイント

本骨格提言は以上の経過と指針の下に、次の6つの目標を障害者総合福祉法に求めました。

- 【1】障害のない市民との平等と公平
- 障害者と障害のない人の生活水準や暮らしぶりを比べると、そこには大きな隔りがあります。障害は誰にでも起こりうるという前提に立ち、障害があっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加するためには、平等性と公平性の確保が何よりの条件となります。障害者総合福祉法がこれを裏打ちし、障害者にとって、そして障害のない市民にとっても新たな社会の到来を実感できるものとしします。

- 【2】谷間や空白の解消
- 障害の種類によっては、障害者福祉施策を受けられない人がたくさんいます。いわゆる制度の谷間に置かれている人た

ちです。また制度間の空白は、学齢期での学校生活と放課後、卒業後と就労、退院後と地域での生活、働く場と住まい、家庭での子育てや親の介助、消費生活など、いろいろな場面で発生しています。障害の種類間の谷間や制度間の空白の解消を図っていきます。

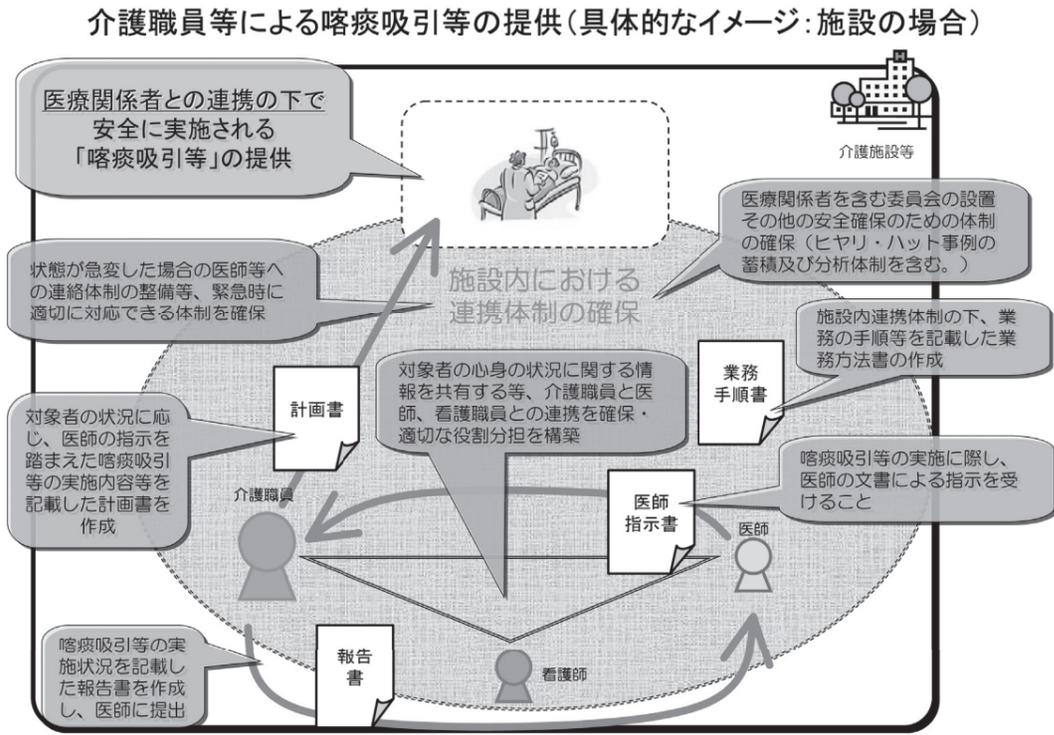
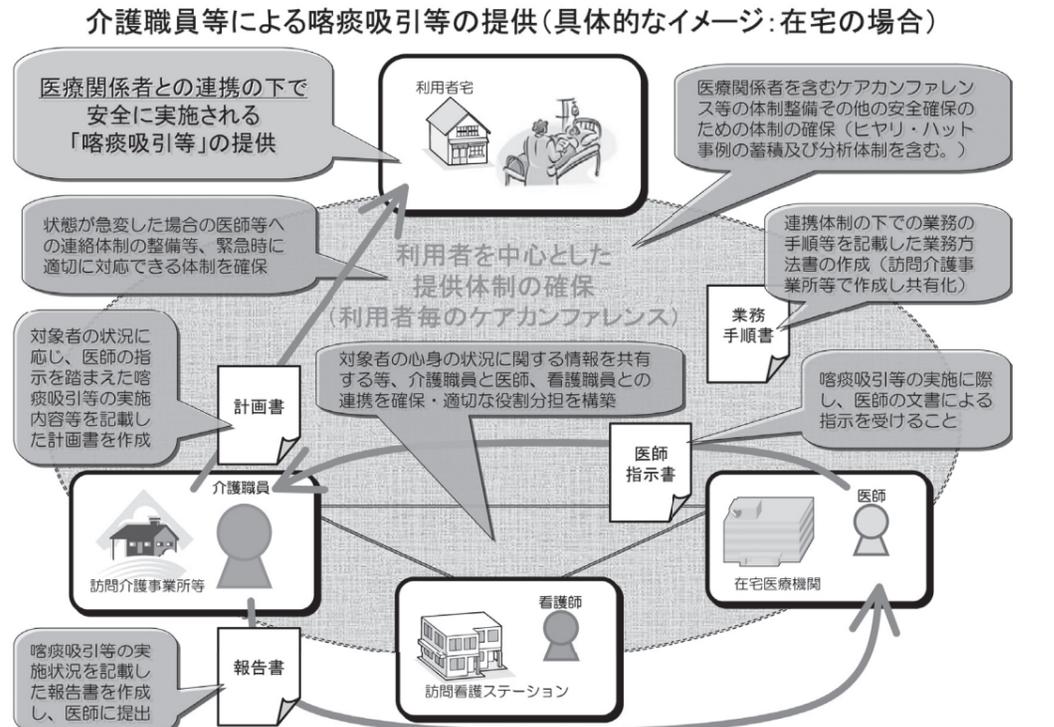
- 【3】格差の是正
- 障害者のための住まいや働く場、人による支えなどの環境は、地方自治体の財政事情などによって、質量ともに大きく異なっています。また、障害種類間の制度水準についても大きな隔りがあります。どこに暮らしても一定の水準の支援を受けられるよう、地方自治体間の限度を超え合理性を欠くような格差についての是正をめざします。

- 【4】放置できない社会問題の解決
- 世界でノーマライゼーションが進むなか、わが国では依然として多くの精神障害者が「社会的入院」を続け、知的や重複の障害者等が地域での支援不足による長期施設入所を余儀なくされています。また、公的サービスの一定の広がりにもかかわらず障害者への介助の大部分を家族に依存している状況が続いています。これらを解決するために地域での支援体制を確立するとともに、効果的な地域移行プログラムを実施します。

- 【5】本人のニーズにあった支援サービス
- 障害の種類や程度、年齢、性別等によって、個々のニーズや支援の水準は様々ではありません。個々の障害とニーズが尊重されるような新たな支援サービスの決定システムを開発していきます。また、支援サービスを決定するときに、本人の希望や意思が表明でき、それが尊重される仕組みにします。

- 【6】安定した予算の確保
- 制度を実質化させていくためには財政面の裏打ちが絶対的な条件となります。現在の国・地方の財政状況はきわめて深刻であるため、障害者福祉予算を確保するためには、給付・負担の透明性、納得性、優先順位を明らかにしながら、財源確保について広く国民からの共感を得ることは不可欠です。

障害者福祉予算の水準を考えていくうえでの重要な指標となるのが、国際的な比較です。この際に、経済協力開発機構（OECD）各国の社会保障給付体系のなかにおける障害者福祉の位置づけの相違を丁寧に検証し、また高齢化などの要因を考慮した上での国民負担率など、財政状況の比較も行わなければなりません。当面の課題としては、OECD加盟国における平均並みを確保することです。これによって、現状よりはるかに安定した財政基盤を図ることができます。



介護職員等による喀痰吸引等の提供
(在宅の場合、施設の場合のイメージ)

明日香のたまてばこ

あつという間に最終日が来てしまいました。三泊三日は早いですね。初日にあまり寝ていないせいか、さすがに二日目はよく寝れました。寝ただけでもまっぴつか・・・

朝ご飯を食べた後、荷物を整理してヘルパーさんと一緒に散歩&買い物へ行きました。運動運動。

お昼頃、まちだやのリーダーさんとコーディネーターさんがとり部屋に来てくれました。そこで、泊まりのヘルパーさんとはお別れ。二日間、どうもありがとうございました。二日間同じ人だったから、二日目は寝れたのよね。

三人でこの三日間の振り返り。良かった事、悪かった事、気付いた事などを話しました。振り返る事によって、自分のためだった所や、今度はどうしてみようというのが、はっきりしてきます。今後の目標も分かってくる。話して盛り上がりつつ、まい、お迎えのヘルパーさんを待たしてしまおう羽目になってしまいました。本当にごめんさい。

この二泊三日のお泊まり体験で、私でもできるという自身になりました

た。食事も自分で作り、ヘルパーさんに指示を出して全てを自分でやるという事がどういう事か、ある程度分かりました。

この経験を踏まえて、家を出ようとマイペースで頑張っています。サポート体制や金銭面で、うわぁー!!とめげてしまいうるな事ばかりです。これ乗り越えないとだめですよ。めげずに頑張ってください。



鈴木明日香

編集後記

こどもが中学生の時、先生は約束をしたのに約束を忘れ、友達に対しての先生の態度に不信感をいだき、その結果自分(子ども自身)が調子悪くなりということがありました。「大人の責任は大きいな、親も子に押しつけているな」とつくづく感じました。

親と子では、ありませんが、 Rond のかわりにも言えることだと思えます。どうしても、「これをやらなくてもかまわない」と勝手に判断して、かわっている人達(特に利用者さん)に大きな負担を負わせてしまったりします。

Rond のサービスの利用している方たち、ヘルパー、職員、事務局ほかのみんなが、知恵をだしあって、自分ができることは手伝い、支えあってみんなが大事な存在ということは忘れないうでいたらいなと思っています。みんな、みんなの人生考えていきませんか?

(佐藤良子)

療ね事務局便り

事務局会議

◆2月15日水曜日開催 参加者 職員2名 理事1名 親7名

◆チョイワルナイト「DANCEPARTY」
チョイワルナイト、DANCEと福祉をつなぐ、
笹本氏より詳細の説明があった
開催日 8月11日(土)又は8月18日(土)
チケット 前売りのみ 500円
内容

・ダンスパーティ
・アーティストによるパフォーマンス
・DJ time による障害のある方とアーティストの交流
今年もチケット販売の依頼があり、それを受けての意見として「活動は応援したい、活動するにはある

程度資金が必要なので買取りでもいいのでは」「〇枚買取りと〇枚委託両方でも」等あり。
結論として、買取りと委託両方扱うことになった。枚数は後日話し合う。窓口は佐藤良子
◆3月1日映画界について
*役割分担・会場設営・当日の流れ等の最終確認
◆事務局メンバーの「通信手段」について
*療ね事務局のメールアドレス開設
*メール・ファックス・その他 個別に希望確認

◆療ね年会費について
*改めて内容確認した
正会員2500円 総会議決権がある
賛助会員1000円以上 議決権はない
利用会員2000円 議決権はない
(福祉有償運送を利用される方は利用会員が条件になる)

◆その他
雑談
★やる気のあるメンバーが3・4人集まれば実現できる。リーダー的存在がでてその1人に頼ってしまうとできない
★色々情報を収集して、賢くなって

いる必要がある。
★もし母になにかあったら入所に!?
そうなら今現在本人がとも楽しく利用している制度は使えなくなる。新しく、制度は使える様になるのかな?
★母がインフルエンザに罹ったら、

東北大震災ボランティアセンターからいつもご支援ありがとうございます。

2月13日、山田町に、大根200本と小松菜を届けました。神奈川供給センターの方の心配と、産直野菜を安く提供して下さる農家の方のご協力で、新鮮な野菜を届ける事ができました。これからも、このチームで続けて旬の野菜をお届けすることにしていきます。別便で、おむつや離乳食も届けました。船越の地域では、

震災後に4人の赤ちゃんが生まれたそうです。



人見真理さんを悼む

ソレイユ川崎でPTTで
されていた人見真理さん
が、逝去されました。

あまりに突然のこと
で、呆然とするばかりで
す。人見さんには、何度
かヘルパー研修の講師を
お願いしました。今年も
研修会をお願いしようと
思っていた矢先の訃報で
した。残念でたまりませ
ん。

最後になってしまった
ヘルパー研修の後、ソレ
イユ川崎で出されていた
「介助のひとくちメモ」
が収録されたCDを公表
OKでいただきました。
このメモをもとにした研
修をぜひと思っておりま
したが、もう叶いません。
人見さんのセラピスト
としての願いを少しでも
受け継ぎたいの思いを
込めて、掲載させていた
できます。

介助のひとくちメモ（その18） （沢山のメッセージ）

ここ最近、「なんだかSさん、食事中にむせること多くなったな。食べている途中でボーツとすることが多くなったり：食べるのが下手になった気がする」、「Tさん、車椅子に乗ると、上半身が傾いたり、お尻が前へ滑っていったり：なんだかしっかり車椅子に座れない。車椅子が身体に合っていないのかしら」、「Kさんマットで横になっている時も、ずーっと身体に力を入れていて、緊張や変形が強くなった気がする」といった介助者同士の会話を耳にすることがあります。利用者さんの様子には、ご本人が自分の身体で訴えている メッセージの一つ一つがこめられているのだとすると、私達ほどのようにそれを受け止めていくべきなのでしょう。か。

まず上記のような、外から見て分かるような、利用者さんの様子や変化に気付けることがとても大切です。それに対してすぐに何か対策を講じることもちろん大事ですが、それと同時に（またはその前に）、利用者さんの姿勢や、身体

動かし方に対して、どうしてこの様に姿勢が崩れていくのか：どうして、このような身体をしているのか：どうして、食事をするとき、周りをキョロキョロ見ているのか：など、「どうしてこの様な様子でいるのか？なってしまうのか？」といったことを考えてみることも必要です。

それが、彼らの中では「もしかしたら：」「こんなことが起こっているのでは？」といった視点で考えていくことにつながっていく、そこからどのような対策が必要なのかを考えるとができるようになるのではないかと思います。

このように、利用者さんと関わる上で、利用者さんの立場になって考え、「利用者さんの世界」を出来る限り見ようとする経験を繰り返していくことが、「気付く」という、介助者としての感性を高めることになります。今もなお、全身全霊で私達に伝えようとしている利用者さん達のメッセージを、しっかりと受け止めていきたいものです。

総合福祉部会での発言メモ

2012年2月8日（福島智さん）

みなさん、思い出してください。2009年の政権交代時の衆議院選挙で、民主党はマニフェストにおいて、「障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定する」と明言したことを。そして、政権交代が実現し、2009年12月には、鳩山総理を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が設置されたことを。

その翌月、2010年1月には、先に提訴されていた、「自立支援法違憲訴訟」において、政府・民主党は自立支援法の問題点を認め、原告・弁護士と「和解」にむけての「基本合意」を取り交わし、当時の長妻厚生労働大臣が合意文書に署名したことをみなさん、思い出してください。

その直後に障がい者制度改革推進会議が発足したときのあの熱気を。そして、同年4月にはこの「総合福祉部会」が設置されたことを。推進会議とこの総合福祉部会で、何十人という障害者やその関係者が、どれだけ膨大な時間とエネルギーを費やして、議論を重ねてきたかを。そうして、昨年2011年8月にはこの総合福祉部会の55人の構成メンバーの総意として、総合福祉法制定にむけての「骨格提言」を策定したことを。

こういう背景を踏まえた時、「総合福祉法」は、この「骨格提言」の趣旨を最大限に反映したものでなければならぬのは当

然の流れだと思えます。

ところが、仮に名称「総合福祉法」であったとしても、今の厚生労働省案では、実質的に「自立支援法の一定程度の改正」と言わざるを得ない内容に留まっているのではないのでしょうか。

（略）

仮に総合福祉法の「骨格提言」の内容に全面的に沿った新法制定がすぐには実現できないのであれば、「骨格提言」のどこどこの部分なら実現できるのか。逆に、どこは実現できないのか。なぜできないのか。また、どうすれば実現できるのか。そして、いつごろまでに実現できるのか、といったことを、政府・民主党は一つ一つ丁寧に示すべきではないでしょうか。

「骨格提言」を実現する上での最大のハードルは、厳しい財政状況を背景とした財源問題だといわれます。そして、その一方で、過去数年、こうした厳しい財政状況の下でも、障害関連予算は年々増加しているのだと指摘されます。しかしそれはニーズ増大に伴う予算の「自然増」であり、「自然増」はあくまでも「自然増」なので、実質的な「予算増」とは異なり

財政問題についていえば、民主党は「社

会保障と税の一体改革」ということをさかんに主張していますが、その「社会保障改革」において、マニフェストに掲げていた「障害者制度改革」がどのように位置づけられているのか、まったく分かりません。

政治的発言力が小さく、相対的に弱い立場におかれがちな障害者の問題は、無視・軽視してもよいということなのでしょう。

日本には法的に認定された障害者だけでも今、およそ750万人います。難病や発達障害などの方々も含めれば、1千万人を超えるでしょう。さらにご家族なども含めれば、障害のある当事者とその身近な人たちは、3千万人から4千万人、つまり、国民の3人から4人に1人が障害の当事者やそのご家族ということになります。

こう考えると、けっして障害者問題は本来小さな問題ではないはず。難病や発達障害などの方々も含めれば、1千万人を超えるでしょう。さらにご家族なども含めれば、障害のある当事者とその身近な人たちは、3千万人から4千万人、つまり、国民の3人から4人に1人が障害の当事者やそのご家族ということになります。なにも、障害者だけを特別扱いにしてほしいというわけではありません。道路を歩いたり、周りの人と会話をしたり、トイレに行ったり、水を飲み、ごはんを食べ、酸素を呼吸する：、などの人間の生存のための最低限の行為、人間が尊厳をもってこの社会で生きていくうえで、絶対に必要なことが自力ではなかなか難しい人たちに対して、社会のみんなでお互いに支えあっていきましようとする望みだけではないのです。

弱い立場の人間を無視・軽視する社会は、やがて衰え、力をなくして滅びていくでしょう。

逆に、たとえ人生でどのように困難な状態におかれ、辛い・苦しい状況におかれても、自分ひとりではないんだ、人としての尊厳をもって生きていける、社会のみんなが支えあって生きていけるんだ、ということが国民すべてに実感されれば、その安心感は、一人ひとりの生きる活力となり、それが合わさって社会全体の活性化につながるでしょう。

民主党は、社会的に不利な立場にある人の味方であり、相対的に弱い立場におかれがちな人を応援するというメッセージを社会に発信して、そのことで9年前に政権をとったのではなかったのでしょうか。

私たちすべての人間は、本来、おそろしく人生において予期しなかった苦悩や悲しみ、辛さを体験する存在です。それは個人の力ではどうにも避けられないことです。国家と社会全体で互いに支えあうしかありません。私たち日本人は、こうした人と人との支えあいの大切さを、昨年の3月の大震災をとおして、象徴的な体験として改めて心に痛切に刻みこみました。

民主党のみならず、どうか政治家としての原点の志を、初心を思い出してください。

マニフェストに掲げただけでなく、裁判所という公正な場での議論をとおして、「和解」が成立し、公式の文書に大臣が署名したことまでもが、もし、ないがしろにされてしまうのであれば、私たち国民は、いったい何を信じればよいのでしょうか。